

別記

長野県立信州医療センター総合医療情報システム調達落札者決定基準

1 趣旨

地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立信州医療センターの総合医療情報システム調達及び保守業務に係る審査及び評価方法等について定めるものである。

2 評価点の配点

技術評価点(仕様書回答)100点、技術評価点(記述提案)200点、価格評価点(初期導入費)100点、価格評価点(運用・保守費用)100点の合計500点を満点とし、項目評価毎の配点は以下のとおりとする。

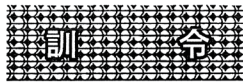
評価項目		技術評価点	価格評価点
技術評価	仕様書回答	100	—
	記述提案	200	—
価格評価	初期導入費用	—	100
	運用・保守費用	—	100
合計		500	

3 その他

評価点の算定方法等詳細は、長野県立病院機構ホームページ(入札公告)に掲載しています。

<https://www.pref-nagano-hosp.jp/honbu/category/tender/>

医療政策課



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿部守一

第21条第3項中「職員等」を「職員、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がない職員其他所屬長が認める職員」に改める。

第24条第3項中「週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び休日(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年条例第9号)第6条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)並びに」を「長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日及び」に改める。

第45条中「休日」を「休日(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第6条第1項に規定する休日をいう。)」に改める。

第46条第2号中「週休日及び休日の」を削る。

人事課